国会事項

衆議院

要求書受領

六月九日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚、徳本広孝及び野田崇を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害等調整委員会委員に横田信孝及び大橋洋一を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、土地鑑定委員会委員に横山美夏（高田美夏）、永山篤史、浅見裕子、川添義弘、藤澤美惠子、坂本圭及び杉浦綾子を任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸安全委員会委員に伊藤裕康、田口晴邦及び高橋明子を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

六月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

予防接種法の一部を改正する法律案

請願処理経過報告書受領

六月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過

参議院

議事日程

六月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

令和八年六月十日（水曜日）

午前十時開議

第一　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領（予備審査）

六月九日内閣から次の議案が送付された。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

報告書提出

六月九日委員長から次の報告書を提出した。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）審査報告書

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）審査報告書

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

請願処理経過報告書受領

六月九日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十九回国会参議院において採択された請願の処理経過

要求書受領

六月九日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了の白井幸夫の後任）　小野瀬　厚

（同日任期満了の田村達久の後任）　徳本　広孝

（同日任期満了による再任）　野田　崇

また、同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の若生俊彦の後任）　横田　信孝

（同日任期満了による再任）　大橋　洋一

また、同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十六日任期満了による再任）　小川　秀樹

また、同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月四日任期満了による再任）　横山　美夏

（高田　美夏）

（同日任期満了による再任）　永山　篤史

（同日任期満了による再任）　浅見　裕子

（同日任期満了による再任）　川添　義弘

（同日任期満了の河端瑞貴の後任）　藤澤美惠子

（同日任期満了による再任）　坂本　圭

（同日任期満了による再任）　杉浦　綾子

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了による再任）　伊藤　裕康

（同日任期満了の上野道雄の後任）　田口　晴邦

（同日任期満了による再任）　高橋　明子

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ポルトガル、カモンイス、ポルトガルコミュニティの日につき、六月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）校長　江口　将生

（変更後）校長　大山　欣丈

三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　鹿児島県立鹿児島水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）学校長　福島　聡

（変更後）学校長　上田　勇一

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）校長　江口　将生

（変更後）校長　大山　欣丈

三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之